

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における公的研究費等の不正使用への対応
に関する規程

平成19年10月25日

自機規程第73号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における公的研究費等取扱規程（平成19年自機規程第70号。以下「取扱規程」という。）第10条に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における公的研究費等（取扱規程第3条第1項に規定する公的研究費等をいう。以下同じ。）の不正使用に係る調査及び認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、不正使用とは、前条の公的研究費等について規定する法令や関係規程等に違反する使用をいう。

2 この規程において、機関の長とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設の長（岡崎共通研究施設にあっては、当該研究施設に対して密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。以下同じ。）をいう。

(調査の実施)

第3条 機構における公的研究費等の不正使用に係る調査については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における公的研究費等の不正使用に関する通報窓口規程（平成19年自機規程第72号）第4条第4項に基づく報告を受けた場合、予備調査を行った後、必要に応じて本調査を行う。

2 予備調査については、統括管理責任者が速やかに行うこととし、通報の内容の合理性を調査するものとする。

3 本調査については、取扱規程第5条第2項及び本規程第5条第1項に基づき設置された公的研究費等の不正使用調査委員会（以下「委員会」という。）が行うこととし、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を調査し、認定を行うものとする。

(予備調査)

第4条 統括管理責任者は、予備調査の実施に当たっては、予備調査チームを設置することができる。

2 予備調査チームの構成は次に掲げる者とし、当該通報事案に利害関係を有しない者と

する。

- 一 通報された当該事案に係る機関の長（チームリーダー）
- 二 監査室長
- 三 その他統括管理責任者が指名する者

3 予備調査チームは、調査に当たっては、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 関係者からの事情聴取
- 二 帳票類等、関係資料の調査
- 三 その他必要な事項の調査等

4 予備調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。

5 前項の措置をとる場合には、統括管理責任者が事前に最高管理責任者の承諾を得るものとする。

6 予備調査チームは、前条第2項に規定する調査を行い、調査開始後、14日以内に調査結果を統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は、通報の受付から30日以内に本調査を行うか否かを決定し最高管理責任者に報告するものとする。

7 前項の報告を受けた最高管理責任者は、当該通報事案に係る公的研究費等の配分機関（以下「配分機関」という。）に対し、その旨を報告するとともに、本調査を行わない場合、その旨を理由とともに通報者に通知しなければならない。また、予備調査に係る関係資料等については、予備調査チームが保存し、通報者の求めに応じ開示することができるものとする。

8 第6項において、本調査を行わないと決定した場合であって、予備調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、統括管理責任者はその旨の認定を行うものとする。

9 統括管理責任者及び予備調査チームは、予備調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

（本調査）

第5条 最高管理責任者は、前条第6項により本調査を行う旨の報告を受けた場合、速やかに取扱規程第5条第2項に基づき委員会を設置するものとする。

2 委員会の構成は次に掲げる者とし、当該通報事案の通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

- 一 統括管理責任者
- 二 通報された当該事案に係る機関の長
- 三 本機構と直接の利害関係を有しない会計又は法律関係の専門的知識を有する者
- 四 その他統括管理責任者が指名する者

3 前項第3号又は第4号のいずれかには、外部有識者を含むものとし、その割合は委員

の半数以上とする。

- 4 委員会に委員長を置き，委員長は統括管理責任者をもって充てる。ただし，統括管理責任者に事故があるときは，最高管理責任者が委員の中から指名する者とする。
- 5 最高管理責任者は，委員会を設置したときは，通報者及び被通報者に対し，本調査を行うこと並びに委員の氏名及び所属を通知し，調査への協力を求めるものとする。
- 6 通報者及び被通報者は，前項の通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。
- 7 前項の異議申立てがあつた場合，最高管理責任者は，その内容が妥当であると判断したときは，委員を交代させるとともに，その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 8 委員会は，調査に当たっては，次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - 一 予備調査に係る報告資料の精査
 - 二 関係者からの事情聴取
 - 三 帳票類等，関係資料の調査
 - 四 その他必要な事項の調査等
- 9 委員会は，調査の実施に際し，調査方針，調査対象及び方法等について最高管理責任者に報告するものとし，最高管理責任者は配分機関に報告，協議するものとする。
- 10 委員会は，関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には，関係資料等の保全を行うことができる。
- 11 前項の措置をとる場合には，委員長が事前に最高管理責任者の承諾を得るものとする。
- 12 本調査においては，被通報者に，書面又は口頭により弁明の機会を与えなければならない。
- 13 本調査に係る関係資料等については，委員会が保存し，配分機関及び通報者の求めに応じ開示することができるものとする。
- 14 委員会は，本調査の実施に当たっては，通報者の秘密を守るため，通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

（認定）

第6条 委員会は，調査の開始後，原則として，90日以内に不正使用の有無及び不正の内容，関与した者及びその関与の程度，不正使用の相当額等について認定する。

- 2 委員会は，不正使用が行われていなかったと認定される場合であつて，調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合，併せてその旨の認定を行うものとする。
- 3 委員会は，前項の認定を行うに当たっては，通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の通知及び報告）

第7条 委員会は、前条第1項の認定を行ったときは、調査結果と不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等をまとめ、最高管理責任者及び当該機関の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外の者であつて、不正使用に関与したと認定されたものを含む。以下同じ。）に通知するとともに、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

3 委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告するものとする。

4 委員会は、配分機関の求めがあつた場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を最高管理責任者に提出するものとする。

5 第3項の報告又は前項の提出を受けた最高管理責任者は、速やかに配分機関に報告又は提出するものとする。

6 委員会は、配分機関の要請があつた場合には、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

7 前条第2項の認定が行われた場合、最高管理責任者は通報者の所属機関の長に対し、調査結果を通知するものとする。

（不服申立て）

第8条 被通報者は、第6条第1項の認定の結果に不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から14日以内に不服を申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 不服申立ての審査は、前項による不服申立ての受理後30日以内に委員会において行う。

3 委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。この場合において、不服申立てが認定に伴う措置等の先送りを目的とするものであると判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

4 委員会が、不服申立てを却下すべきもの又は再調査を行うものと決定した場合には、当該決定を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者及び通報者に通知するとともに、配分機関に報告する。

5 委員会は、再調査の実施に当たって、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等の再調査に協力することを求めるものとする。

6 委員会は、前項による協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるも

のとし、その場合には直ちに当該決定を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は通報者及び被通報者に通知するとともに、配分機関に報告する。

7 委員会は、再調査を開始した場合は、原則として、60日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定しなければならない。

8 委員会は、前項の決定を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者及び通報者に通知するとともに、配分機関に報告する。

(通報者の不服申立て)

第9条 通報が悪意に基づくものであると認定された通報者（被通報者の不服申立てに係る再調査により認定された者を含む。）は、前条第1項の規定を準用し不服申立てをすることができる。

2 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、通報者の所属機関の長及び被通報者に通知するとともに、配分機関に報告する。

3 第1項の不服申立てについて、統括管理責任者又は委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を通報者の所属機関の長並びに通報者及び被通報者に通知するとともに、配分機関に報告する。

(調査結果の公表)

第10条 最高管理責任者は、第7条第1項により、公的研究費等の不正使用の認定について報告を受けた場合は、第8条第1項に定める期間経過後、調査結果を公表するものとし、不正使用がなかったとの認定について報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

2 前項に基づき、調査結果を公表する場合は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

3 第4条第8項及び第6条第2項により悪意に基づく通報との認定があった場合は、最高管理責任者は、認定結果及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表するものとする。

(調査中における一時的措置)

第11条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象となっている公的研究費等の使用停止を命じることができる。

2 前項において、当該事案に係る被通報者が複数の公的研究費等の交付等を受けている場合も同様とする。

(認定後の措置)

第12条 最高管理責任者は、第7条第1項の報告により公的研究費等の不正使用があった場合は、当該調査に係る公的研究費等の使用の中止を命ずるとともに、機構に所属する被通報者について、配分機関が定める措置のほか、大学共同利用機関法人自然科学研

究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）その他関係規程等に従い必要な処分を行う。

- 2 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正使用を招いた場合には、前項に準じて必要な処分を行う。
- 3 最高管理責任者は、第7条第1項の報告により、不正使用と認定された公的研究費等の一部又は全部について、配分機関に返還したときは、被通報者に対し、求償することができる。
- 4 不正使用の内容が公的研究費等の私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講じる。

（不正使用が行われていなかったと認定された場合）

第13条 最高管理責任者は、第7条第1項の報告により、不正使用が行われていなかったと認定された場合は、第11条に規定した執行の停止を解除するものとする。また、第4条第4項及び第5条第10項の証拠保全の措置についても同様とする。

- 2 委員会は、不正使用が行われていなかったと認定した旨を、委員会の構成員、予備調査チームその他この規程に基づき不正使用の調査等に携わった者等の調査関係者に対して周知する。
- 3 最高管理責任者は、不正使用が行われていなかったと認定された者の名誉回復その他の措置及び不利益が生じないための措置を講じることとする。
- 4 機構に所属する通報者について、通報が悪意に基づくものであることが認定された場合は、最高管理責任者は、就業規則その他関係規程等に従い必要な処分を行う。

（守秘義務）

第14条 委員会の構成員及び予備調査チームその他この規程に基づき不正使用の調査等に携わった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（調査への協力）

第15条 機構の役職員は、予備調査チーム又は委員会から調査の協力を依頼された場合は、調査に協力しなければならない。

（匿名の通報者への対応）

第16条 本規程に基づく通報者への通知は、通報者が匿名の場合、これを行わない。

（補則）

第17条 この規程で定めるもののほか、公的研究費等の不正使用への対応に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日改正）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。